

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 11 月 28 日 (金) 第 673 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県地域改善対策専修学校等奨学資金の返還債務の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (人権同和対策課取扱い) 1
- 鹿児島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (都市計画課取扱い) 2
- 鹿児島県地域改善対策高等学校等奨学資金の返還債務の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (人権同和教育課取扱い) 2

告 示

- 指定納付受託者の指定 (税務課取扱い) 3
- 公金の収納に関する事務の委託 (税務課取扱い) 3
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 3
- 生産事業者の登録 (森林経営課取扱い) 4
- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 4
- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 5
- 救急病院等に関する申出の撤回 (保健医療福祉課取扱い) 5
- 肥料の登録 (経営技術課取扱い) 5
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 5
- 家畜伝染病の発生 (家畜防疫対策課取扱い) 6
- 団体営土地改良事業の計画の変更に係る認可申請を適当とする決定 (農地整備課取扱い) 6
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 7

公 告

- 落札者等の公告 (監理課取扱い) 7
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 8

規 則

鹿児島県地域改善対策専修学校等奨学資金の返還債務の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 11 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 72 号

鹿児島県地域改善対策専修学校等奨学資金の返還債務の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県地域改善対策専修学校等奨学資金の返還債務の免除に関する条例施行規則 (昭和62年鹿児島県規則第64号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式注 5 中「(健康保険証の写し等)」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 12 月 2 日から施行する。

鹿児島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 11 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第73号

鹿児島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県屋外広告物条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第144号）の一部を次のように改正する。

別記第14号様式中「申請者 住所」を

「 〒 (-) に、「事業所」を「事務所」に、
申請者 住所」

「

登録の種類	新規 更新
-------	----------

 を 「

登録の種類 (新規・更新)	
------------------	--

 に、

「

法人・個人の別	1 個人	2 法人
---------	------	------

」を

「

法人・個人の別	
---------	--

」に、

「

営業所の所在地（郵便番号）
〒 (-)

」を

「

営業所の所在地（郵便番号）
〒 (-)

」に改め、同

に、

営業所の所在地（郵便番号）
〒 (-)

 を

営業所の所在地（郵便番号）
〒 (-)

 に改め、同

様式注 2 中「新規 更新」を「登録の種類」に、「○で囲む」を「記入する」に改め、同様式注 4 (3) 中「（健康保険被保険者証の写し等）」を削る。

別記第16号様式の 2 中「事業所」を「事務所」に改める。

別記第18号様式及び別記第20号様式中「住所 氏名」を「住所 氏名」に改める。
生年月日 生年月日

別記第21号様式中「申請者 住所（法人の所在地）（〒）」を
氏名（法人の名称及び代表者）
電話番号

「申請者 住所（〒 - ）
氏名
生年月日 電話番号」
に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県地域改善対策高等学校等奨学資金の返還債務の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 11 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第74号

鹿児島県地域改善対策高等学校等奨学資金の返還債務の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県地域改善対策高等学校等奨学資金の返還債務の免除に関する条例施行規則（昭和58年鹿児島県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式注5中「（健康保険証の写し等）」を削る。

附 則

この規則は、令和7年12月2日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第677号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和7年11月28日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
P a y P a y 株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者を指定した日
令和7年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
個人事業税、不動産取得税及び自動車税種別割（スマートフォン等の電子機器による決済サービスを利用して納付するものに限る。）
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第678号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり委託した。

令和7年11月28日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

名 称	事務所の所在地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
県税に係る徴収金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年4月1日

鹿児島県告示第679号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和7年11月28日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25485	令和 7 年 11 月 20 日	雑 誌	実話ナックルズウルトラ Vol. 39 68539-62	大洋図書	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25486			実話ナックルズGOLD Vol. 46 68539-80	大洋図書		
25487			臨時増刊ラヴァーズ Vol. 45 68539-73	大洋図書		
25488			実話BUNKA超タブー 11月号 05159-11	コアマガジン		
25489			劇漫デラックス Vol. 52 65585-62	竹書房		
25490			漫画ロマン Vol. 31 60115-16	一水社		
25491			恋愛白書パステル 11月号 19625-11	宙出版		
25492			恋愛LoveMAX 10月号 12080-10	秋田書店		

鹿 児 島 県 告 示 第 680 号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和 7 年 11 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第2147号	社会福祉法人休道福祉会 知覧ふれあいの里 南九州市知覧町東別府 15635番地	種穂の採取 幼苗の育成	社会福祉法人休道福祉会 知覧ふれあいの里 南九州市知覧町東別府 15635番地

鹿 児 島 県 告 示 第 681 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 11 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所
鹿 児 島 市 西 佐 多 町 3007 番 1 , 3007 番 2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島

島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第682号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和7年11月28日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	医療法人和風会加世田病院	南さつま市加世田唐仁原1181番地	令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
救急病院	医療法人徳洲会徳之島徳洲会病院	大島郡徳之島町亀徳2277番1	令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
救急病院	医療法人徳洲会名瀬徳洲会病院	奄美市名瀬朝日町28番地1	令和7年10月15日から令和10年10月14日まで
救急病院	徳田脳神経外科病院	鹿屋市打馬一丁目11248番地1	令和7年10月24日から令和10年10月23日まで
救急病院	いづろ今村病院	鹿児島市堀江町17番1号	令和7年11月19日から令和10年11月18日まで

鹿児島県告示第683号

次の医療機関から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出の撤回があった。

令和7年11月28日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
救急病院	医療法人徳洲会徳之島徳洲会病院	大島郡徳之島町亀津7588番地	令和7年10月1日

鹿児島県告示第684号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和7年11月28日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住 所
鹿児島県肥第1376号	令和7年11月19日	令和13年11月18日	ひまし油かす及びその粉末	粒状ひまし油かす8-3-1	窒素全量 8.0 りん酸全量 3.0 加里全量 1.0	該当なし	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志町志布志3309番地

鹿児島県告示第685号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和7年11月28日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第 1140 号	令和 13 年 12 月 3 日	炭酸カルシウム肥料	さんごのちから	アルカリ分 51.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 徳之島コーラル	大島郡天城町松原 1898

鹿児島県告示第 686 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 7 年 11 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 流行性脳炎（馬）

家畜の種類 馬

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	1	鹿屋市	令和 7 年 11 月 7 日

鹿児島県告示第 687 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、曾於南部土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）の計画の変更に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和 7 年 11 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 12 月 1 日から同月 26 日まで
- 3 縦覧場所
鹿屋市役所農地整備課
志布志市役所耕地林務課
大崎町役場農林振興課

鹿児島県告示第 688 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課に備えて縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区 域
脇元 1 地区	次に掲げる標柱の 1 号から 23 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 23 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱 標柱の所在地
	1 号 霧島市国分敷根字下小牧 1885 番 1
	2 号 霧島市国分敷根字下小牧 1863 番 1
	3 号 霧島市国分敷根字下小牧 1865 番 1
	4 号 霧島市国分敷根字下小牧 1875 番 1

5号	霧島市国分敷根字下小牧1877番
6号	霧島市国分敷根字下小牧1902番 1
7号	霧島市国分敷根字下小牧1900番 1
8号	霧島市国分敷根字下小牧1901番 1
9号	霧島市国分敷根字宇都2506番
10号	霧島市国分敷根字宇都2507番 1
11号	霧島市国分敷根字宇都2508番
12号	霧島市国分敷根字宇都2510番
13号	霧島市国分敷根字下小牧1897番 1
14号	霧島市国分敷根字下小牧1881番 4
15号	霧島市国分敷根字下小牧1881番 8
16号 17号	霧島市国分敷根字下小牧1881番 1
18号	霧島市国分敷根字下小牧1882番 1
19号	霧島市国分敷根字下小牧1884番 1
20号	霧島市国分敷根字下小牧1885番 3
21号	霧島市国分敷根字下小牧1887番
22号 23号	霧島市国分敷根字前田2649番 1

鹿児島地域振興局告示第 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 11 月 28 日

鹿児島地域振興局長 南靖子

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ショートステイ だれかのひかり	いちき串木野市 大原町160	株式会社 N o m o t o b r a n c h	日置市日吉町日 置7836番地	野元 良寛	令和 7 年 8 月 1 日	短期入所
障がい者グルー プホームだれか のひかり	いちき串木野市 大原町160	株式会社 N o m o t o b r a n c h	日置市日吉町日 置7836番地	野元 良寛	令和 7 年 8 月 1 日	共同生活 援助

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 7 年 11 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（土木行政総合システム再構築業務） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県土木部監理課土木行政総合システム再構築班
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 10 月 24 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社富士通鹿児島インフォネット
鹿児島市高麗町43番20号
- 5 随意契約に係る契約金額

723,646,000円

6 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号該当

.....
競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 8 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 7 年 11 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする物品等の種類

物品の購入（電気）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 7 年 12 月 16 日から同月 23 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者

イ 電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者でない者

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和8年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。